

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	道路管理者以外の者が行う工事の承認	
根拠法令(例規)及び条項	道路法第 24 条	
法令(例規)番号	昭和 27 年法律第 180 号	
関 係 条 項	同法施行令第 3 条	
所 管 課 係 名	都市整備課施設管理係	
審 査 基 準	基準	<p>1 次の道路に関する工事又は維持について、沿道の土地利用の観点から工事を行う必要があること。</p> <p>(1) 自動車出入口のための歩道改築工事</p> <p>(2) 法面の埋立、切取等</p> <p>(3) 道路の拡幅、付替工事</p> <p>(4) 道路の交差点取付工事</p> <p>(5) 交通安全施設（横断歩道、照明施設等）の設置</p> <p>(6) その他これらに類する工事又は維持</p> <p>2 工事施行に関して、道路管理上の支障がないこと。</p> <p>3 施行能力があると認められること。</p> <p>4 当該工事等により、既存の道路占用物件に影響を及ぼさないこと。影響を及ぼす場合は、当該物件の管理者と協議が成立していること。</p> <p>5 他の道路工事又は道路占用工事等と工事内容や工事時期の調整が必要な場合は、その工事の施工者と協議が成立していること。</p> <p>6 交通安全上支障のないこと。</p> <p>7 他の法令の許可又は第三者の承諾等が必要とされる場合は、その許可等が得られていること（又はその許可等を得ることが確実であること。）</p> <p>8 工事等に関する技術的な基準は道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）、道路技術基準関係通達に適合すること。</p> <p>※留意点 都道府県道路工事関係事務取扱要綱（技術便覧）を参照すること。</p>
	審査基準未設定理由	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
標準処理期間	20～30 日程度	
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	道路予定区域における占用許可、占用の変更許可
根拠法令(例規)及び条項	道路法第 91 条第 2 項
法令(例規)番号	昭和 27 年法律第 180 号
関 係 条 項	同法第 32 条第 1 項、第 3 項
所 管 課 係 名	都市整備課施設管理係
審 査 基 準	<p>道路法第 32 条第 1 項「道路の占用の許可」の審査基準を準用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 占用物件は、同法第 32 条第 1 項各号に掲げる工作物、物件又は施設であること(同法第 33 条)。</li> <li>2 道路の敷地外に余地がないためやむを得ないものであること(同法第 33 条)。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 単に地形上の事由のみでなく、社会的、経済的な事情等諸般を考慮して他に用地を取得することが著しく困難であること。</li> <li>(2) (1) の事情は客観的であること。</li> </ol> </li> <li>3 占用の期間、場所、構造、工事実施方法、工事時期が同法施行令に定める基準に適合していること(同法第 33 条、同法施行令第 7 条、第 9 条～第 17 条の 2)。</li> <li>4 道路のもつ本来機能を阻害しない範囲であること。</li> <li>5 その他 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 許可の特例(同法第 36 条第 2 項、駐車場法第 17 条第 1 項)</li> <li>(2) 占用の禁止又は制限(同法第 37 条)</li> <li>(3) 適用除外(共同溝の整備等に関する特別措置法第 28 条)</li> <li>(4) 参考規定(建築基準法第 44 条)</li> </ol> </li> </ol> <p>※留意点 関係通達は、次のとおりである。 (同法第 32 条第 1 項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 第 1 号(電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物) 関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>○「有線音楽放送施設の道路占用の取扱いについて」(昭和 47 年 9 月 20 日建設省道政発第 63 号道路局長通達)</li> <li>○「有線テレビジョン放送施設その他の有線テレビジョン放送事業に係る物件の道路占用の取扱いについて」(昭和 60 年 9 月 26 日建設省道政発第 68 号道路局長通達)</li> <li>○「電気通信設備等道路占用の取扱いについて」(平成 2 年 3 月 9 日建設省道政発第 10 号の 2 道路局路政課長通達)</li> <li>○「公衆電話ボックス内に設置されるテレホンカード自動販売機の道路占用について」(昭和 62 年 12 月 22 日建設省道政発第 79 号道路局路政課長通達)</li> <li>○「バス停留所の上屋の道路占用の取り扱いについて」(昭和 52 年 12 月 27 日建設省道政発第 72 号道路局長通達)</li> </ul> </li> </ol>

		<p>(2) 第2号(水道、下水道管、ガス管その他これらに類する物件)関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「高圧のガスの供給施設の道路占用について」(昭和47年2月18日建設省道政発第10号道路局長通達)</li> <li>○「石油送圧施設の道路占用について」(昭和46年8月20日建設省道政発第89号道路局長通達)</li> </ul> <p>(3) 第4号(歩廊、雪よけその他これらに類する施設)関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「アーケードの取扱いについて」(昭和30年2月1日国消発第72号・建設省発住第5号・警察庁発備第2号国家消防本部長、建設事務次官、警察庁次長通達)</li> </ul> <p>(4) 第5号(地下街、地下室、通路その他これらに類する施設)関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「地下街に関する基本方針について」(昭和49年6月28日建設省都計発第60号・建設省道政発第53号・建設省住指発第554号都市局長、道路局長、住宅局長通達)</li> <li>○「道路の上空に設ける通路の取扱等について」(昭和32年7月15日建設省発住第37号・国消発第860号・警察庁乙備発第14号建設事務次官、国家消防本部長、警察庁次長通達)</li> <li>○「建築物の屋上部を連結する通路の取扱いについて」(昭和46年10月11日建設省道政発第107号道路局路政課長通知)</li> </ul> <p>(5) 第7号(全各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの)関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「路上広告物の規制について」(昭和39年3月31日建設省道政発第113号道路局長通達)</li> <li>○「駐車場の案内標の道路占用について」(昭和40年2月19日建設省道政発第64号の1道路局長通達)</li> <li>○「照明式バス停留所標識(広告付)の道路占用について」(昭和49年2月1日建設省道政発第5号道路局長通達)</li> <li>○「道路法施行令の一部を改正する政令の施行について」(昭和32年7月9日建設省道政発第190号道路局長通達)</li> </ul> <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「高架道路の路面下の占用許可について」(昭和40年8月25日建設省道政発第367号道路局長通達)</li> </ul>
	審査基準未設定理由	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
標準処理期間		30日程度
備考		道路法第32条第1項及び第3項を準用

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	公園管理者以外の公園施設の設置管理の許可
根拠法令(例規)及び条項	都市公園法第 5 条第 1 項
法令(例規)番号	昭和 31 年法律第 79 号
関 係 条 項	同法第 2 条、第 2 条の 3、第 4 条、第 5 条第 2 項 同法施行令第 5 条～第 8 条 同法施行規則第 3 条
所 管 課 係 名	都市整備課施設管理係
審 査 基 準	<p>1 設置される公園施設は、公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適當、又は困難であると認められる施設であること（同法第 5 条第 2 項第 1 号）。</p> <p>2 当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの（同法第 5 条第 2 項第 2 号）。</p> <p>3 許可期間は、10 年以内とすること（同法第 5 条第 3 項）。</p> <p>4 公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計は、当該公園敷地面積の 2/100 以内であること（同法第 4 条）</p> <p>5 設置される公園施設は、同法第 2 条第 2 項に該当するものであること（同法施行令第 5 条）。</p> <p>6 公園施設の設置に関する基準（同法施行令第 6 条、第 7 条、第 8 条）に適合すること。</p>
	<p>ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
標準処理期間	15 日～30 日程度
備 考	

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	公園管理者以外の公園施設の設置管理変更の許可
根拠法令(例規)及び条項	都市公園法第 5 条第 1 項
法令(例規)番号	昭和 31 法律第 79 号
関 係 条 項	同法第 2 条、第 2 条の 3、第 4 条、第 5 条第 2 項 同法施行令第 5 条～第 8 条 同法施行規則第 3 条
所 管 課 係 名	都市整備課施設管理係
審 査 基 準	<p>都市公園法第 5 条第 1 項「公園管理者以外の公園施設の設置管理の許可」の審査基準を準用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 設置される公園施設は、公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適當、又は困難であると認められる施設であること（同法第 5 条第 2 項第 1 号）。</li> <li>2 当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの（同法第 5 条第 2 項第 2 号）。</li> <li>3 許可期間は、10 年以内とすること（同法第 5 条第 3 項）。</li> <li>4 公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計は、当該公園敷地面積の 2/100 以内であること（同法第 4 条）</li> <li>5 設置される公園施設は、同法第 2 条第 2 項に該当するものであること（同法施行令第 5 条）。</li> <li>6 公園施設の設置に関する基準（同法施行令第 6 条、第 7 条、第 8 条）に適合すること。</li> </ol>
	審査基準未設定理由
標 準 処 理 期 間	15 日～30 日程度
備 考	

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	公園予定地における公園管理者以外の公園施設の設置管理の許可
根拠法令(例規)及び条項	都市公園法第 33 条第 4 項
法令(例規)番号	昭和 31 年法律第 79 号
関 係 条 項	同法第 5 条第 1 項
所 管 課 係 名	都市整備課施設管理係
審 査 基 準	<p>都市公園法第 5 条第 1 項「公園管理者以外の公園施設の設置管理の許可」の審査基準を準用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 設置される公園施設は、公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適當、又は困難であると認められる施設であること（同法第 5 条第 2 項第 1 号）。</li> <li>2 当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの（同法第 5 条第 2 項第 2 号）。</li> <li>3 許可期間は、10 年以内とすること（同法第 5 条第 3 項）。</li> <li>4 公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計は、当該公園敷地面積の 2/100 以内であること（同法第 4 条）</li> <li>5 設置される公園施設は、同法第 2 条第 2 項に該当するものであること（同法施行令第 5 条）。</li> <li>6 公園施設の設置に関する基準（同法施行令第 6 条、第 7 条、第 8 条）に適合すること。</li> </ol>
	審査基準未設定理由
標準処理期間	15 日～30 日程度
備 考	

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	公園予定地における公園管理者以外の公園施設の設置管理の変更の許可
根拠法令(例規)及び条項	都市公園法第 33 条第 4 項
法令(例規)番号	昭和 31 年法律第 79 号
関 係 条 項	同法第 5 条第 1 項
所 管 課 係 名	都市整備課施設管理係
審 査 基 準	<p>都市公園法第 5 条第 1 項「公園管理者以外の公園施設の設置管理の許可」の審査基準を準用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 設置される公園施設は、公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適當、又は困難であると認められる施設であること（同法第 5 条第 2 項第 1 号）。</li> <li>2 当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの（同法第 5 条第 2 項第 2 号）。</li> <li>3 許可期間は、10 年以内とすること（同法第 5 条第 3 項）。</li> <li>4 公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計は、当該公園敷地面積の 2/100 以内であること（同法第 4 条）</li> <li>5 設置される公園施設は、同法第 2 条第 2 項に該当するものであること（同法施行令第 5 条）。</li> <li>6 公園施設の設置に関する基準（同法施行令第 6 条、第 7 条、第 8 条）に適合すること。</li> </ol>
	審査基準未設定理由
標準処理期間	15 日～30 日程度
備 考	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	公園予定地の占用の許可
根拠法令(例規)及び条項	都市公園法第 33 条第 4 項
法令(例規)番号	昭和 31 年法律第 79 号
関 係 条 項	同法第 6 条第 1 項
所 管 課 係 名	都市整備課施設管理係
審 査 基 準	<p>都市公園法第 6 条第 1 項「都市公園の占用許可」の審査基準を準用する。</p> <p>1 占用物件は次のものであること。</p> <p>(1) 電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの</p> <p>(2) 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの</p> <p>(3) 通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの</p> <p>(4) 郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所</p> <p>(5) 非常災害に際し災害にかかった者を収容するため設けられる仮設工作物</p> <p>(6) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物</p> <p>(7) 標識</p> <p>(7)の 2 同法施行規則第 5 条の 2 に規定する食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設</p> <p>(7)の 3 同法施行規則第 5 条の 3 に規定する環境への負荷の低減に資する発電施設</p> <p>(8) 防火用貯水槽で地下に設けられるもの</p> <p>(8)の 2 蓄電池で地下に設けられるもの</p> <p>(8)の 3 同法施行規則第 6 条に規定する水道施設、下水道施設、河川管理施設、変電所及び熱供給施設で地下に設けられるもの</p> <p>(9) 橋並びに道路、鉄道及び軌道で高架のもの</p> <p>(10) 索道及び鋼索鉄道</p> <p>(11) 警察署の派出所及びこれに附属する物件</p> <p>(12) 天体、気象又は土地観測施設</p> <p>(13) 工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設</p> <p>(14) 土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場</p> <p>(15) 都市再開発法による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第 2 条第 6 号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成 9 年法律第 49 号)による防災街区整備事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で当該防災街区整備事業の施行後に当該</p>

		<p>施行区域内に居住することとなるものを一時収容するため必要な施設</p> <p>(16) 前各号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める仮設の物件又は施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める仮設の物件又は施設</p> <p>2 当該占用が、公衆の都市公園の利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであること。</p> <p>3 同法施行令第 15 条、第 16 条及び第 17 条に掲げる技術基準に適合していること。</p> <p>4 占用期間については、同法第 6 条第 4 項及び施行令第 14 条第 1 項から第 4 項による。</p>
	<p>審査基準未設定理由</p>	<p>ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
<p>標準処理期間</p>		<p>15 日～30 日程度</p>
<p>備考</p>		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	公園予定地の占用変更の許可
根拠法令(例規)及び条項	都市公園法第 33 条第 4 項
法令(例規)番号	昭和 31 年法律第 79 号
関 係 条 項	同法第 6 条第 3 項
所 管 課 係 名	都市整備課施設管理係
審 査 基 準	<p>都市公園法第 6 条第 1 項「都市公園の占用許可」の審査基準を準用する。</p> <p>1 占用物件は次のものであること。</p> <p>(1) 電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの</p> <p>(2) 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの</p> <p>(3) 通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの</p> <p>(4) 郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所</p> <p>(5) 非常災害に際し災害にかかった者を収容するため設けられる仮設工作物</p> <p>(6) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物</p> <p>(7) 標識</p> <p>(7)の 2 同法施行規則第 5 条の 2 に規定する食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設</p> <p>(7)の 3 同法施行規則第 5 条の 3 に規定する環境への負荷の低減に資する発電施設</p> <p>(8) 防火用貯水槽で地下に設けられるもの</p> <p>(8)の 2 蓄電池で地下に設けられるもの</p> <p>(8)の 3 同法施行規則第 6 条に規定する水道施設、下水道施設、河川管理施設、変電所及び熱供給施設で地下に設けられるもの</p> <p>(9) 橋並びに道路、鉄道及び軌道で高架のもの</p> <p>(10) 索道及び鋼索鉄道</p> <p>(11) 警察署の派出所及びこれに附属する物件</p> <p>(12) 天体、気象又は土地観測施設</p> <p>(13) 工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設</p> <p>(14) 土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場</p> <p>(15) 都市再開発法による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第 2 条第 6 号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成 9 年法律第 49 号)による防災街区整備事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で当該防災街区整備事業の施行後に当該</p>

		<p>施行区域内に居住することとなるものを一時収容するため必要な施設</p> <p>(16) 前各号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める仮設の物件又は施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める仮設の物件又は施設</p> <p>2 当該占用が、公衆の都市公園の利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであること。</p> <p>3 同法施行令第 15 条、第 16 条及び第 17 条に掲げる技術基準に適合していること。</p> <p>4 占用期間については、同法第 6 条第 4 項及び施行令第 14 条第 1 項から第 4 項による。</p>
	<p>審査基準未設定理由</p>	<p>ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
<p>標準処理期間</p>		<p>15 日～30 日程度</p>
<p>備考</p>		

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	工作物の新築等の許可
根拠法令(例規)及び条項	河川法第 26 条第 1 項
法令(例規)番号	昭和 39 年法律第 167 号
関 係 条 項	同法第 13 条、第 26 条第 2 項、第 3 項、同法施行令第 15 条の 2、第 15 条の 3、河川管理施設等構造令、河川法施行規則第 11 条、第 39 条、第 40 条
所 管 課 係 名	都市整備課施設管理係
審 査 基 準	<p>1 治水上又は利水上の支障を生じるおそれがないこと。                  この場合において、治水上又は利水上の支障の有無を検討するに当たっては、以下の掲げる事項について、それぞれ次の定める基準により、水位、流量、地形、地質、その他の河川の状況及び自重、水圧その他の予想される荷重などから総合的に検討すること。</p> <p>(1) 工作物の一般的な技術基準について、「河川管理施設等構造令」                  (2) 設置について、「工作物設置許可基準」(平成 6 年 9 月 22 日建設省河治発第 72 号河川局治水課長通達)                  (3) 土木工学上の安定計算等について「河川砂防技術基準(案)」</p> <p>2 社会経済上必要やむを得ないと認められるものであること。                  3 当該河川の利用の実態からみて、当該工作物の設置により他の河川使用者の河川の使用を著しく阻害しないこと。                  4 当該工作物の新築等を行うことに権原の取得又はその見込み、関係法令の許可、申請者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。                  5 工事に際しての濁水防止対策がなされていること。</p>
	<p>審査基準未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの                  イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの                  ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
標準処理期間	14 日～90 日程度
備 考	

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	都市公園の占用許可
根拠法令(例規)及び条項	都市公園法第 6 条第 1 項
法令(例規)番号	昭和 31 年法律第 79 号
関 係 条 項	同法第 6 条第 2 項・第 4 項、第 7 条 同法施行令第 12 条第 2 項、第 14 条～第 17 条 同法施行規則第 5 条～第 8 条
所 管 課 係 名	都市整備課施設管理係
審 査 基 準	<p>1 占用物件は次のものであること。</p> <p>(1) 電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの</p> <p>(2) 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの</p> <p>(3) 通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの</p> <p>(4) 郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所</p> <p>(5) 非常災害に際し、災害にかかった者を収容するため設けられる仮設工作物</p> <p>(6) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物</p> <p>(7) 標識</p> <p>(7)の 2 同法施行規則第 5 条の 2 に規定する食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設</p> <p>(7)の 3 同法施行規則第 5 条の 3 に規定する環境への負荷の低減に資する発電施設</p> <p>(8) 防火用貯水槽で地下に設けられるもの</p> <p>(8)の 2 蓄電池で地下に設けられるもの</p> <p>(8)の 3 同法施行規則第 6 条に規定する水道施設、下水道施設、河川管理施設、変電所及び熱供給施設で地下に設けられるもの</p> <p>(9) 橋並びに道路、鉄道及び軌道で高架のもの</p> <p>(10) 索道及び鋼索鉄道</p> <p>(11) 警察署の派出所及びこれに附属する物件</p> <p>(12) 天体、気象又は土地観測施設</p> <p>(13) 工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設</p> <p>(14) 土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場</p> <p>(15) 都市再開発法による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第 2 条第 6 号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成 9 年法律第 49 号)による防災街区整備事業に関する都市計画において定められた施行区域内</p>

		<p>の建築物に居住する者で当該防災街区整備事業の施行後に当該施行区域内に居住することとなるものを一時収容するため必要な施設</p> <p>(16) 前各号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める仮設の物件又は施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める仮設の物件又は施設</p> <p>2 当該占用が、公衆の都市公園の利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであること。</p> <p>3 同法施行令第 15 条、第 16 条及び第 17 条に掲げる技術基準に適合していること。</p> <p>4 占用期間については、同法第 6 条第 4 項及び施行令第 14 条第 1 項から第 4 項による。</p>
	<p>審査基準未設定理由</p>	<p>㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
<p>標準処理期間</p>		<p>15 日～30 日程度</p>
<p>備考</p>		

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	都市公園の占用許可の変更
根拠法令(例規)及び条項	都市公園法第 6 条第 3 項
法令(例規)番号	昭和 31 法律第 79 号
関 係 条 項	同法第 6 条第 4 項、第 7 条 同法施行令第 12 条第 2 項、第 14 条～第 17 条 同法施行規則第 5 条～第 8 条
所 管 課 係 名	都市整備課施設管理係
審 査 基 準	<p>都市公園法第 6 条第 1 項「都市公園の占用許可」の審査基準を準用する。</p> <p>1 占用物件は次のものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの</li> <li>(2) 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの</li> <li>(3) 通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの</li> <li>(4) 郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所</li> <li>(5) 非常災害に際し災害にかかった者を収容するため設けられる仮設工作物</li> <li>(6) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物</li> <li>(7) 標識</li> <li>(7)の 2 同法施行規則第 5 条の 2 に規定する食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設</li> <li>(7)の 3 同法施行規則第 5 条の 3 に規定する環境への負荷の低減に資する発電施設</li> <li>(8) 防火用貯水槽で地下に設けられるもの</li> <li>(8)の 2 蓄電池で地下に設けられるもの</li> <li>(8)の 3 同法施行規則第 6 条に規定する水道施設、下水道施設、河川管理施設、変電所及び熱供給施設で地下に設けられるもの</li> <li>(9) 橋並びに道路、鉄道及び軌道で高架のもの</li> <li>(10) 索道及び鋼索鉄道</li> <li>(11) 警察署の派出所及びこれに附属する物件</li> <li>(12) 天体、気象又は土地観測施設</li> <li>(13) 工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設</li> <li>(14) 土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場</li> <li>(15) 都市再開発法による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第 2 条第 6 号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設及び密集</li> </ul>

		<p>市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成 9 年法律第 49 号）による防災街区整備事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で当該防災街区整備事業の施行後に当該施行区域内に居住することとなるものを一時収容するため必要な施設</p> <p>(16) 前各号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める仮設の物件又は施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める仮設の物件又は施設</p> <p>2 当該占用が、公衆の都市公園の利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであること。</p> <p>3 同法施行令第 15 条、第 16 条及び第 17 条に掲げる技術基準に適合していること。</p> <p>4 占用期間については、同法第 6 条第 4 項及び施行令第 14 条第 1 項から第 4 項による。</p>
	<p>審査基準未設定理由</p>	<p>ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
<p>標準処理期間</p>		<p>15日～30日程度</p>
<p>備考</p>		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	土地占用の許可
根拠法令(例規)及び条項	河川法第 24 条
法令(例規)番号	昭和 39 年法律第 167 号
関 係 条 項	同法施行規則第 11 条、第 12 条、第 15 条、第 39 条、第 40 条
所 管 課 係 名	都市整備課施設管理係
審 査 基 準	<p>「河川敷地の占用許可について」(平成 6 年 10 月 17 日建設省河政発第 61 号建設事務次官通達)に適合するものであること。</p> <p>1 次の基準に該当し、かつ、必要やむを得ないと認められるものであること。</p> <p>(1) 治水上又は利水上支障を生じないものであること。</p> <p>(2) 河川の自由使用を妨げないものであること。</p> <p>(3) 河川環境管理計画が定められている場合にあっては、当該計画に定める事項と整合性を失しないものであること。</p> <p>(4) 河川及びその周辺の土地利用の状況、景観その他自然的及び社会的環境を損なわないものであること。</p> <p>2 面的占用については、次に掲げる施設であって、その占用主体が国、地方自治体、公共法人その他これらに準ずる者又は営利を目的としない者(以下「公的主体等」という。)であること。</p> <p>(1) 公園、緑地又は広場</p> <p>(2) 運動場</p> <p>(3) 採草放牧地</p> <p>(4) グライダー練習場その他これに類するもの</p> <p>(5) モトクロス場、ラジコン飛行機滑空場その他これらに類するもの</p> <p>(6) その他当該面的占用を許可することにより河川管理に寄与するもの</p> <p>3 工作物占用については、次に掲げる工作物であって、その占用主体が公的主体等又は事業活動等のため河川を利用することが必要やむを得ないと認められる者であること。</p> <p>(1) 公共・公益性の高い工作物</p> <p>(2) 事業活動、生活等のため必要やむを得ない工作物</p> <p>(3) 河川利用の推進のための施設</p> <p>(4) 街づくりに寄与する施設</p> <p>(5) その他当該工作物が社会経済上必要やむを得ないものであり、かつ、公衆による河川の利用に寄与すると認められるもの</p> <p>4 占用の方法</p> <p>占用の方法は、少なくとも次の基準に適合すること。</p> <p>(1) 敷地の位置</p> <p>① 堤防法尻から治水上又は利水上特に重要な区間の河川にあっては 20 メートル以上、その他にあっては 10 メートル以上(中小河川又は湖沼・ダ</p>

		<p>ム貯水池に係る占用にあつては5メートル以上) 離すこと。</p> <p>② 低水路法肩若しくは計画低水路法肩又は河岸から、治水上又は利水上特に重要な区間の河川にあつては20メートル以上、その他にあつては10メートル以上(中小河川又は湖沼・ダム貯水池に係る占用にあつては5メートル以上) 離すこと。</p> <p>③ 河川管理施設又は許可工作物との間に当該河川管理施設又は許可工作物の状況に応じて5メートル以上で相当と認められる間隔を保つこと。      なお、ダム貯水池にあつてはダム堤体から50メートル以上離すこと。</p> <p>④ 他の者が占用の許可を受けている河川敷地との間に当該河川敷地の利用の状況等に応じて5メートル以上で相当と認められる間隔を保つこと。</p> <p>(2) 植物      原則として高さは地上1メートル以下とし、竹木類は群生させないこと。</p> <p>(3) さくその他の工作物      原則として可搬式又は転倒式の構造とすること。      なお、転倒式の場合は、流出しない構造で、転倒時に流水の流下に支障を与えないものであること。</p> <p>(4) 土地の形状変更      現在の平均地盤高より0.5メートル以内として、流水に対して平滑であること。</p> <p>(5) 空地の設定      長区間にわたって占用する場合は、概ね1,000メートルごとに20メートル以上で相当と認められる空地を設けること。</p> <p>5 占用の期間      占用の期間は、公園、緑地、運動場その他これらに類する施設又は工作物のためにする占用にあつては10年以内とし、その他の施設のためにする占用にあつては5年以内において当該河川の状況、当該占用の目的及び態様等から必要最小限と認められるものであること。</p>
	<p>審査基準未設定理由</p>	<p>ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの          イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの          ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
<p>標準処理期間</p>		<p>14日～90日程度</p>
<p>備考</p>		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	道路の占用の許可
根拠法令(例規)及び条項	道路法第 32 条第 1 項
法令(例規)番号	昭和 27 年法律第 180 号
関係条項	同法第 32 条第 2 項、第 4 項、第 5 項、第 33 条、第 36 条第 2 項、第 37 条、同法施行令第 7 条、第 9 条～第 17 条の 2、屋外広告物法第 3 条～第 6 条、駐車場法第 17 条第 1 項、共同溝の整備等に関する特別措置法第 28 条、建築基準法第 44 条
所管課係名	都市整備課施設管理係
審 査 基 準	<p>1 占用物件は、同法第 32 条第 1 項各号に掲げる工作物、物件又は施設であること（同法第 33 条）。</p> <p>2 道路の敷地外に余地がないためやむを得ないものであること（同法第 33 条）</p> <p>(1) 単に、地形上の事由のみでなく、社会的、経済的な事情等諸般を考慮あして他に用地を取得することが著しく困難であること。</p> <p>(2) (1) の事情は客観的であること。</p> <p>3 占用の期間、場所、構造、工事实施方法、工事時期が同法施行令に定める基準に適合していること（同法第 33 条、同法施行令第 7 条、第 9 条～第 17 条の 2）。</p> <p>4 道路のもつ本来機能を阻害しない範囲であること。</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 許可の特例（同法第 36 条第 2 項、駐車場法第 17 条第 1 項）</p> <p>(2) 占用の禁止又は制限（同法第 37 条）</p> <p>(3) 適用除外（共同溝の整備等に関する特別措置法第 28 条）</p> <p>(4) 参考規定（建築基準法第 44 条）</p> <p>※留意点 関係通達は次のとおりである。 （同法第 32 条第 1 項）</p> <p>(1) 第 1 号（電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物）関係</p> <p>○「有線音楽放送施設の道路占用の取扱いについて」（昭和 47 年 9 月 20 日建設省道政発第 63 号道路局長通達）</p> <p>○「有線テレビジョン放送施設その他の有線テレビジョン放送事業に係る物件の道路占用の取扱いについて」（昭和 60 年 9 月 26 日建設省道政第 68 号道路局通達）</p> <p>○「電気通信設備等の道路占用の取扱いについて」（平成 2 年 3 月 9 日建設省道政発第 10 号の 2 道路局路政課長通達）</p> <p>○「公衆電話ボックス内に設置されるテレホンカード自動販売機の道路占用について」（昭和 62 年 12 月 22 日建設省道政発第 79 号道路局路政課長通達）</p> <p>○バス停留所の上屋の道路占用の取扱いについて」（昭和 52 年 12 月 27 日建設省道政発第 72 号道路局長通達）</p> <p>(2) 第 2 号（水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件）関係</p>

		<p>○)「高圧のガスの供給施設の道路占有について」(昭和47年2月18日建設省道政発第10号道路局長通達)</p> <p>○「石油送圧施設の道路占有について」(昭和46年8月20日建設省道政発第89号道路局長通達)</p> <p>(3) 第4号(歩廊、雪よけその他これらに類する施設)関係</p> <p>○「アーケードの取扱いについて」(昭和30年2月1日国消発第72号・建設省発住第5号・警察庁発備第2号国家消防本部長、建設事務次官、警察庁次長通達)</p> <p>(4) 第5号(地下街、地下室、通路その他これらに類する施設)関係</p> <p>○「地下街に関する基本方針について」(昭和49年6月28日建設省都計発第60号・建設省道政発第53号・建設省住指発第554号都市局長、道路局長、住宅局長通達)</p> <p>○「道路の上空に設ける通路の取扱い等について」(昭和32年7月15日建設省発住第37号・国消発第860号・警察庁次長通達)</p> <p>○「建築物の屋上部を凍結する通路の取り扱いについて」(昭和46年10月11日建設省道政発第107号道路局路政課長通達通知)</p> <p>(5) 第7号(前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの)関係</p> <p>○「路上広告物の規制について」(昭和39年3月31日建設省道発第113号道路局長通達)</p> <p>○「駐車場の案内標の道路占有について」(昭和40年2月19日建設省道発第64号の1道路局長通達)</p> <p>○「照明式バス停留所標識(広告付)の道路占有について」(昭和49年2月1日建設省道政発第5号道路局長通達)</p> <p>○「道路法施行令の一部を改正する政令の施行について」(昭和32年7月9日建設省道発第190号道路局長通達)</p> <p>(その他)</p> <p>○「高架道路の路面下の占有許可について」(昭和40年8月28日建設省道発第367号道路局長通達)</p>
	<p>審査基準未設定理由</p>	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
<p>標準処理期間</p>		<p>30日程度</p>
<p>備考</p>		

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	道路占用の変更の許可
根拠法令(例規)及び条項	道路法第 32 条第 3 項
法令(例規)番号	昭和 27 年法律第 180 号
関係条項	同法第 32 条第 2 項、第 4 項、第 5 項、第 33 条、第 36 条第 2 項、第 37 条、同法施行令第 7 条、第 9 条～第 17 条の 2、屋外広告物法第 3 条～第 6 条、駐車場法第 17 条第 1 項、共同溝の整備等に関する特別措置法第 28 条、建築基準法第 44 条
所管課係名	都市整備課施設管理係
審査基準	<p>道路法第 32 条第 1 項「道路の占用の許可」の審査基準を準用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 占用物件は、同法第 32 条第 1 項各号に掲げる工作物、物件又は施設であること(同法第 33 条)。</li> <li>2 道路の敷地外に余地がないためやむを得ないものであること(同法第 33 条)。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 単に、地形上の事由のみでなく、社会的、経済的な事情等諸般を考慮して他に用地を取得することが著しく困難であること。</li> <li>(2) (1) の事情は客観的であること。</li> </ol> </li> <li>3 占用期間、場所、構造、工事実施方法、工事時期が同法施行令に定める基準に適合していること(同法第 33 条、同法施行令第 7 条、第 9 条～第 17 条の 2)。</li> <li>4 道路のもつ本来の用途を阻害しない範囲であること。</li> <li>5 その他             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 許可の特例(同法第 36 条第 2 項、駐車場法第 17 条第 1 項)</li> <li>(2) 占用の禁止または制限(同法第 37 条)</li> <li>(3) 適用除外(共同溝の整備等に関する特別措置法第 28 条)</li> <li>(4) 参考規定(建築基準法第 44 条)</li> </ol> </li> </ol> <p>※留意点 関係通達は次のとおりである。 (同法第 32 条第 1 項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 第 1 号(電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物) 関係</li> </ol> <p>○「有線音楽放送施設の道路占用の取扱いについて」(昭和 47 年 9 月 20 日建設省道政発第 63 号道路局長通達)</p> <p>○「有線テレビジョン放送施設その他の有線テレビジョン放送事業に係る物件の道路占用の取扱いについて」(昭和 60 年 9 月 26 日建設省道政第 68 号道路局通達)</p> <p>○「電気通信設備等の道路占用の取扱いについて」(平成 2 年 3 月 9 日建設省道政発第 10 号の 2 道路局路政課長通達)</p> <p>○「公衆電話ボックス内に設置されるテレホンカード自動販売機の道路占用について」(昭和 62 年 12 月 22 日建設省道政発第 79 号道路局路政課長通達)</p> <p>○バス停留所の上屋の道路占用の取扱いについて」(昭和 52 年 12 月 27 日建設省道政発第 72 号道路局長通達)</p>

		<p>(2) 第2号(水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件)関係  ○「高圧のガスの供給施設の道路占用について」(昭和47年2月18日建設省道政発第10号道路局長通達)  ○「石油送圧施設の道路占用について」(昭和46年8月20日建設省道政発第89号道路局長通達)</p> <p>(3) 第4号(歩廊、雪よけその他これらに類する施設)関係  ○「アーケードの取扱いについて」(昭和30年2月1日国消発第72号・建設省発住第5号・警察庁発備第2号国家消防本部長、建設事務次官、警察庁次長通達)</p> <p>(4) 第5号(地下街、地下室、通路その他これらに類する施設)関係  ○「地下街に関する基本方針について」(昭和49年6月28日建設省都計発第60号・建設省道政発第53号・建設省住指発第554号都市局長、道路局長、住宅局長通達)  ○「道路の上空に設ける通路の取扱い等について」昭和32年7月15日建設省発住第37号・国消発第860号・警察庁次長通達)  ○「建築物の屋上部を凍結する通路の取り扱いについて」(昭和46年10月11日建設省道政発第107号道路局路政課長通知)</p> <p>(5) 第7号(前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの)関係  ○「路上広告物の規制について」(昭和39年3月31日建設省道発第113号道路局長通達)  ○「駐車場の案内標の道路占用について」(昭和40年2月19日建設省道発第64号の1道路局長通達)  ○「照明式バス停留所標識(広告付)の道路占用について」(昭和49年2月1日建設省道政発第5号道路局長通達)  ○「道路法施行令の一部を改正する政令の施行について」(昭和32年7月9日建設省道発第190号道路局長通達)  (その他)○「高架道路の路面下の占用許可について」(昭和40年8月25日建設省道発第367号道路局長通達)</p>
	審査基準未設定理由	審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標準処理期間		30日程度
備考		

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		特殊車両の通行の許可
根拠法令(例規)及び条項		道路法第 47 条の 2 第 1 項
法令(例規)番号		昭和 27 年法律第 180 号
関 係 条 項		同法第 47 条、車両制限令第 3 条
所 管 課 係 名		都市整備課施設管理係
審 査 基 準	基 準	<p>1 車両又は車両に積載する貨物が分割することができない等、申請に係る車両の構造又は積載物が特殊であるためやむを得ないと認められること。</p> <p>2 申請に係る車両については、特殊車両通行許可限度算定要領（以下「算定要領」という。）及び道路情報便覧により審査を行い、道路構造の保全上支障ないと判断されること（一般審査）。</p> <p>3 申請に係る車両の諸元が算定要領により算定できる範囲を超えるか、又はその通行経路に係る道路が道路情報便覧に収録されていないものについては、道路交通に与える影響を照査、計算、試験等の方法に基づいて審査を行い道路構造の保全上支障ないと判断されること（個別審査）。</p> <p>4 申請に係る車両の通行期間等が道路の構造及び道路交通上適切であると認められること。</p> <p>5 申請に係る車両の通行経路に係る道路について、長期間にわたり通行の禁止又は制限が実施されていないこと。 (以上「車両の通行の制限について」(昭和 53 年 12 月 1 日建設省道交発第 96 号建設省道路局長通達別添 1「特殊な車両の通行許可事務処理要領」)</p>
	審査基準未設定理由	<p>ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
標準処理期間		30 日程度
備 考		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「車両の通行制限について」（昭和 53 年 12 月 1 日建設省道交発第 96 号建設省道路局長通達）</li> <li>・「特殊な車両の通行の許可に関する事務の具体的処理について（昭和 53 年 12 月 1 日建設省道交発第 97 号建設省道路局道路交通管理課長通達）</li> <li>・「特殊車両通行許可限度算定要領について」（昭和 53 年 12 月 1 日建設省道交発第 99 号、道企発第 57 号建設省道路局道路交通管理課長、道路局企画課長通達）</li> <li>・「特殊車両通行許可に係る許可条件の通行時間帯指定基準について」（昭和 52 年 8 月 11 日建設省道交発第 62 号建設省道路局道路交通管理課長通達）</li> </ul>

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	特殊車両の通行認定
根拠法令(例規)及び条項	車両制限令第 12 条
法令(例規)番号	昭和 36 年政令第 265 号
関 係 条 項	同令第 5 条～第 7 条、車両の通行の許可の手續等を定める省令第 3 条
所 管 課 係 名	都市整備課施設管理係
審 査 基 準	<p>1 申請に係る車両が車両制限令第 5 条から第 7 条の個別的制限（道路標識等により幅制限を実施している道路等）に適合しないことが、車両又は車両に積載することができない等車両の構造又は積載物が特殊であるためやむを得ないと認められるとき。</p> <p>2 当該車両の運行に係る運転経路、運転時間、車両速度等からみて当該道路構造の保全上の支障がなく、かつ通行道路の制限等の実施がなされるどうか等道路交通上の支障ないと認められるとき。</p>
	<p>審査基準未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの                      イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの                      ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
標 準 処 理 期 間	10～21 日
備 考	